

品質表示者番号規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本寝具寝装品協会（以下「本会」という。）の会員企業、及び会員団体（日本羽毛製品協同組合、日本ふとん製造協同組合）に加盟する組合員が取扱う申告許可対象製品（以下「製品」という）に、品質表示を行う際の表示者名として、会員名及び電話番号又は住所で表示することに替え、本会の名称と電話番号又は住所及び本会で管理する品質表示者番号（以下「表示者番号」という。）を付することにより、商取引を円滑に行うことを目的とする。

(申請)

第2条 表示者番号の交付を希望する者は、品質表示者番号交付申請書（様式1）と本規程第5条2の規程による誓約書（様式2）を本会に提出する。

(表示者番号の交付)

第3条 前条の申請書を受理した本会は、本規程第5条2の項目を審査し責任等が適格と判断した時には、品質表示者番号交付書（様式3）により、当該申請者に表示者番号を交付する。

2 本会は表示者番号を管理する。

(表示の方法)

第4条 品質表示者が表示者番号を付する時は、

①本会の名称 ②本会の電話番号又は住所 ③表示者番号 を表記する。

(責任等)

第5条 本会は、消費者等から表示に関する連絡、問合せ等を聴取して、表示者番号登録者にその旨を取り次ぐものとする。

2 表示者番号登録者は、(1)から(8)までの責任及び遵守の義務を負い、本会に一切の迷惑をかけるものとする。

(1) 家庭用品品質表示法、製造物責任法及びその他について、一切の責任を負うこと。

(2) 表示者番号の使用は原則縫着する品質表示ラベルに限定すること。

(3) 表示者番号を付した製品の品質表示内容の一切の責任を負うこと。

その為、品質表示ラベル内の品番欄には自社管理番号等を記載すること。

リフォーム加工品への品質表示者番号の使用は禁止とする。

(4) 表示者番号を付した製品について、クレーム等があった時は誠意をもって解決すること。

(5) 表示者番号を付した製品について、係争等があった時は自らの責任で解決すること。

- (6) 法令に基づいて調査及び指示等がなされた時は、自ら当事者であることを申し出ること。
- (7) 問題が発生した時には、事故処理報告書（様式5）でその対応及び処理について速やかに本会に報告すること。本会から報告を求めた時は、速やかに報告すること。
- (8) 本会の会員の資格を失った後でも、表示者番号を付した製品に問題が生じた時には責任を負うこと。

（申請に係わる変更等）

第6条 第2条に基づく申請事項に変更があった時は、速やかにその旨を本会に届出るものとする。

（有効期限）

第7条 第3条1に基づく表示者番号の有効期間は、番号交付の日から3年間とする。

- 2 有効期間の更新は、品質表示者番号登録更新申請書（様式4）により終了2ヶ月前から申請することができる。

（表示者番号の抹消）

第8条 次の何れかに該当する時は表示者番号を抹消する。ただし、(3)に該当することを理由として表示者番号を抹消する時は、本会理事会で抹消する理由が認められた時抹消できるものとする。

- (1) 有効期間が終了したとき。
 - (2) 本会の会員を脱退したとき、或は、組合員が本会の会員団体を脱退したとき。
 - (3) 第3条及び第6条の規程に基づいて提出された契約書に違反したとき。
- 2 本会は、表示者番号を抹消した時は、表示者番号登録者に通知するものとする。

（経費等）

第9条 本会は、この規程に係わる業務を遂行するため、申請者から申請料及び管理費を徴収することができるものとする。

- 2 本会は、品質表示に関する聴聞内容を本会理事会に報告する。

付則 本規程は平成10年2月1日から実施する。

- 2 この規程の改廃は本会コンプライアンス委員会で原案を作成し、本会理事会により定める。